

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

（変更後） トコトコスクエア

埼玉県所沢市東町八十六番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） 株式会社アニメイト 代表取締役 阪下實

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外未定四十者

（変更後） 株式会社アニメイト 代表取締役 高橋竜

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外 計十五者

#### ハ 変更年月日

令和四年一月二十八日外

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十五日

#### 二 縦覧期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年三月二十八日から令和五年七月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課